

「羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）」
策定にかかる意見（パブリックコメント）募集要領

我が国では、感染症危機への対応について、平成21年に世界的に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえ、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定されました。

それに基づき同年9月大阪府が大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）を策定され、本市においても翌年の平成26年3月、羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、有事への備えを行ってきました。

この中、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行（パンデミック）が発生し、国内においては、3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。

今般、この新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が抜本的に改定されたことから、令和7年3月、府行動計画も改定されました。これらのことから、本市においても、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、「羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）」（素案）をとりまとめましたので、市民の皆様をはじめ、幅広く当素案に対するご意見（パブリックコメント）を募集いたします。

1. 意見募集資料	羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）（素案）
2. 意見募集期間	令和7年11月14日（金）～令和7年12月12日（金）
3. 意見を提出できる方	・市の区域内に住所を有する者 ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・市の区域内に存する学校に在学する者 ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・市税の納税義務を有するもの ・その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
4. 意見提出方法	ご意見の内容、住所・氏名・電話番号・メールアドレス等の連絡先（事業者の場合は、その名称及び所在地）を明記の上、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で「パブリックコメント意見提出用紙」をご提出ください。 ※匿名または電話によるご意見は受け付けません。
5. 意見の取扱い	・お寄せいただいたご意見の概要と検討結果は、市ウェブサイトなどにより公表する予定です。（ご意見に対する個別の回答は行いません。） ・住所・氏名・電話番号・メールアドレス等の個人情報については、適正に管理し、本意見募集に関する業務以外には利用いたしません。 ・抽象的な要望や具体的は検討ができないもの、また、計画と関係のない事項などについては、ご意見の内容及び市の考えを示さないことがあります。
6. 資料閲覧場所	羽曳野市役所本館 1階 情報公開コーナー 羽曳野市役所本館 1階 保健福祉部健康増進課窓口 羽曳野市支所 各羽曳野市立図書館（中央、陵南の森、古市、羽曳が丘、丹比、東部） 市ウェブサイト
7. 問い合わせ先 提出先	〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市 保健福祉部 健康増進課 TEL：072-947-3660 FAX：072-958-0397 E-mail：kenkouzoushin@city.habikino.lg.jp